

●虐待や介護など高齢者に関する相談窓口

函館市

高齢福祉課

(市役所本庁舎2階)  
東雲町4番13号  
☎ 21-3025

亀田福祉課

(亀田支所1階)  
美原1丁目26番8号  
☎ 45-5482

※夜間・休日の場合は「宿日直室(夜間・休日専用) 21-3006」に相談ください。



【高齢者あんしん相談窓口】

函館市地域包括支援センター(住所によって担当包括が異なります)

あさひ

(函館総合在宅ケアセンターあさひ内)  
旭町4番12号  
☎ 27-8880

入舟町 船見町 弥生町  
弁天町 大町 未広町  
元町 青柳町 谷地頭町  
住吉町 宝来町 東川町  
豊川町 大手町 栄町  
旭町 東雲町 大森町

こん中央

(特別養護老人ホーム松濤となり)  
松風町18番14号  
☎ 27-0777

松風町 若松町 千歳町  
新川町 上新川町 海岸町  
大綱町 松川町 万代町  
中島町 千代台町 堀川町  
高盛町 宇賀浦町 曜乃出町  
的場町 金堀町 広野町

ときとう

(こんクリニック時任内)  
時任町35番24号  
☎ 33-0555

大川町 田家町 白鳥町  
八幡町 宮前町 時任町  
杉並町 本町 梁川町  
五稜郭町 柳町 松陰町  
人見町 乃木町 柏木町

ゆのかわ

(介護老人保健施設ケンゆのかわ内)  
湯川町3丁目29番15号  
☎ 36-4300

川原町 深堀町 駒場町  
湯浜町 湯川町1~3丁目  
花園町 日吉町1~4丁目

西堀

(西堀病院内)  
中道2丁目6番11号  
☎ 52-0016

富岡町1~3丁目  
中道1~2丁目  
鍛冶1~2丁目

亀田

(亀田病院敷地内)  
昭和1丁目23番8号  
☎ 40-7755

美原1~5丁目  
赤川1丁目 赤川町  
亀田中野町  
北美原1~3丁目 石川町  
昭和1~4丁目

たかおか

(介護老人福祉施設サテライト百楽園内)  
高丘町3番1号  
☎ 57-7740

戸倉町 檻本町 上野町  
高丘町 滝沢町 見晴町  
鈴蘭丘町 上湯川町 銅山町  
旭岡町 西旭岡町1~3丁目  
鱗川町 黄沢町 三森町  
紅葉山町 鹿原町 亀尾町  
米原町 東畠町 鉄山町  
鐵眉野町 根崎町 高松町  
志海苔町 瀬戸川町 赤坂町  
錢龜町 中野町 新湊町  
石倉町 古川町 豊原町  
石崎町 鶴野町 白石町

神山

(グループホームにしづき神山併設)  
神山1丁目25番9号  
☎ 76-0820

山の手1~3丁目  
本通1~4丁目  
陣川1~2丁目 陣川町  
神山1~3丁目 神山町  
東山1~3丁目 東山町  
亀田大森町 水元町

よろこび

(ユニット型介護医療院喜郷内)  
桔梗1丁目14番1号  
☎ 34-6868

浅野町 吉川町 北浜町  
港町1~3丁目 追分町  
桔梗1~5丁目 桔梗町  
亀田町 西桔梗町 昭和町  
亀田本町 亀田港町

社協

(函館市戸井支所内)  
館町3番地1  
☎ 82-4700

戸井地区  
榎法華地区

ブランチかやべ

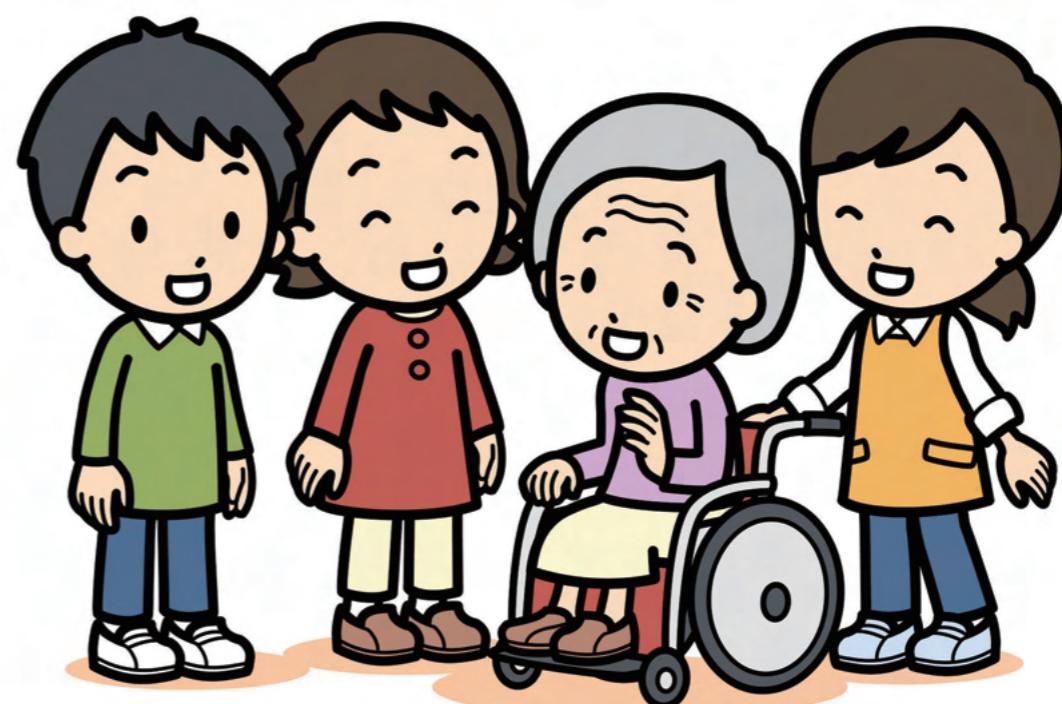
(函館市南茅部支所内)  
川汲町1520番地  
☎ 25-6034

恵山地区  
南茅部地区

み・ん・な・で・防・ご・う!

# 高齢者虐待

誰もが尊厳をもって暮らせる地域を目指して



虐待かも?と思ったら、ためらわずに相談を

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「高齢者虐待防止法」)では、高齢者虐待の定義、高齢者虐待の早期発見、高齢者虐待の通報等を受けた場合の措置等を規定しています。

高齢者虐待は、高齢者の身体状況や養護(介護)する人の高齢化、家族・地域とのつながりの希薄化、生活困窮など、高齢者自身の問題だけでなく、取り巻く環境も影響しています。

高齢者や関わる人たちが安心して生活が送れるように、高齢者虐待のサインに気づき、円滑な支援につなげていくことが必要です。

函館市

## ● 高齢者虐待とは

「高齢者虐待防止法」では、65歳以上の高齢者に対する、養護者（高齢者を現に介護・世話をしている家族、親族、同居人等）や養介護施設従事者等（介護サービス事業所や介護施設の職員等）による下記のような行為を高齢者虐待と定義しています。

## ● こんなことが高齢者虐待にあたります

### 身体的虐待

- 殴る、つねる、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけどや打撲をさせる
- ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に服用させ身体拘束、抑制をする など



### 心理的虐待

- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 話しかけているのに意図的に無視をする
- 高齢者を見くだし、子どものように扱う など



### 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

- 入浴させず異臭がしたり、髪が伸び放題、皮膚が汚れている
- 水分や食事を十分に与えられることで、空腹状態が長時間続き脱水症状や栄養失調状態にある
- 室内がゴミだらけ等劣悪な環境で生活させる など



### 性的虐待

- 排泄の失敗に対する罰として、下半身を裸にして放置する
- わいせつな行為をしたり、強要する など



### 経済的虐待

- （※養護していない高齢者の親族の行為を含む）
- 生活費を渡さない、使わせない
  - 自宅等を本人に無断で売る
  - 年金や貯金を本人の意思や利益に反して使用するなど



## ● 高齢者虐待の背景

高齢者虐待の背景には、養護者（家族等）が介護により心身ともに疲労し、追い詰められていることが少なくありません。

### <養護者（家族等）側>

- 介護疲れ
- 経済的な困窮
- 人格や性格
- これまでの人間関係
- 介護に関する知識不足
- など



### <高齢者側>

- 認知症による言動の混乱
- 常に介護が必要な状態
- 排泄介助が困難
- 人格や性格
- など



## ● 虐待のサイン これらはあくまで一例です

- 1. 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 2. 急にあびえたり、恐ろしがったりする
- 3. 「怖いから家にいたくない」等の訴えがある
- 4. 不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える
- 5. 年金や財産収入等があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える
- 6. 居住部屋や住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている
- 7. 衣服や寝具が汚れたままの場合が多くなる
- 8. 養護者（家族等）から高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる
- 9. 養護者（家族等）が高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする
- 10. 自宅から高齢者や養護者（家族等）の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる

（参考：東京都高齢者虐待対応マニュアル）



高齢者虐待を行っている当事者には、虐待をしている「自覚がない」場合もあります。周囲の人たちが虐待の「サイン」に気づくことが大切です。

## ● 「虐待のサイン」を見つけたら…？

高齢者虐待防止法では、国民が虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに相談・通報する義務があります。



「虐待かも？」と思ったら函館市や地域包括支援センターに相談・通報してください。ご連絡いただきたい方の情報を外部に漏らすことはありません。



（相談・通報先は裏面へ）

ただし、生命や身体に関わるような緊急性の高い場合には、警察（110番）や消防（119番）へ通報をお願いします。

## ● 一人で抱え込まずに相談を



虐待に限らず、心配な高齢者や介護の悩みなど、一人で抱え込まず相談してください。



（相談先は裏面へ）